

青森中央学院大学・青森中央短期大学
研究倫理及びコンプライアンスに係る教育に関する要領

1. 趣旨

この要領は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成26年2月18日改正文部科学大臣決定）」「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定）」の定めるところに従い、本学の研究倫理及びコンプライアンスに係る教育（以下「研究倫理教育」という。）について必要な事項を定めるものとする。

2. 研究倫理教育

(1) 受講対象者

① 受講義務者

受講を必須とし、受講管理が必要な者。ただし、研究分担者等として参画する共同研究等を実施する他研究機関が実施する研究倫理教育プログラムを修了した場合には、当該プログラムの修了の事実並びに内容を証明する書類の提出をもって、本学の受講義務を免除することができる。

ア 本学の教職員のうち職務として研究に携わる者（非常勤教員及びパートタイム職員等を含む。）

イ 前号以外の者で、研究活動、研究補助または研究支援を行う者

ウ 本学において科研費等の競争的資金に申請する者

エ 競争的資金を含む公的研究費の運営・管理に関わる者

オ 大学院生

カ その他、研究倫理教育責任者及びコンプライアンス推進責任者が必要と認める者

② 受講推奨者

受講を推奨するが、受講管理の必要のない者。

ア 共同研究等により本学において一定期間研究活動を行う学外者

イ 学部学生

ウ 不正行為に係る告発・相談窓口の責任者

エ 研究支援関係部署の職員

オ その他、研究倫理教育責任者及びコンプライアンス推進責任者が必要と認める者

(2) 教育内容等

① 教育内容は、研究者等に求められる倫理規範を十分に修得させるものであり、かつ、研究分野によらない共通のものとする。ただし、各部局等の研究分野の特性に応じた教育を実施することを妨げない。その場合の受講対象者、教育内容、実施方法等については、各部局等で決定する。

② 教材は、研究倫理教育責任者及びコンプライアンス推進責任者が決定する。

(3) 受講方法等

- ① 受講対象者は、研究倫理教育責任者及びコンプライアンス推進責任者からの通知に基づき、必要単元を受講する。
- ② 受講義務者は、受講を修了した場合、システムから発行される受講修了証を、事務局研究支援課を通じて研究倫理教育者に提出する。

(4) 受講時期

- ① 受講義務者は、原則5年度ごとに受講する。ただし、文部科学省等からの通知があった場合や必要に応じ随時、受講時期を変更する場合がある。なお、平成27年4月1日時点で本学に所属する受講義務者については、平成27年度は全員受講するものとする。
- ② 年度途中で採用された教員等は、着任後速やかに受講する。ただし、本学採用前に在籍していた研究機関等（以下「研究機関等」という。）で研究倫理教育に相当する研究倫理教育を受講したと認めた者は、その時点において研究倫理教育を受講したものとみなす。ただし、その決定に当たっては、教材から出力される受講修了証または研究機関等が発行する受講証明書を提出させ確認するものとする。また、当該採用者についての次の受講年度は、着任後5年以内であっても、既所属者への研究倫理教育実施年度とする。

(5) 受講管理及び報告

- ① 研究倫理教育責任者及びコンプライアンス推進責任者は、受講義務者の受講管理を行う。
- ② 研究倫理教育責任者及びコンプライアンス推進責任者は、受講状況を定期的に最高管理責任者に報告する。
- ③ 各部局等で研究分野の特性に応じた教育を実施する場合は、各部局等の長が受講対象者の受講管理をし、受講状況を定期的に研究倫理教育責任者及びコンプライアンス推進責任者に報告する。

3. 学生を対象とした研究倫理教育

学生を対象とした研究倫理教育の実施等については、この要領に定めるもののほか、各学部で必要に応じて別途定めることができる。

4. 誓約書

- (1) 教職員、学生等で、競争的資金を含む公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員は、研究倫理教育に係る研修会の受講後、誓約書を事務局研究支援課に提出する。
- (2) 研究倫理教育責任者及びコンプライアンス推進責任者は、事務局研究支援課でとりまとめた誓約書につき管理し、定期的に最高管理責任者に報告する。

5. 附則

この要領は、平成27年8月1日から施行する。